

開催期日 令和5年4月17日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和5年4月17日 午後1時30分
閉 会 令和5年4月17日 午後2時35分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第 4 号 処分について
議案第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第 6 号 現況確認証明申請に対する処分について
議案第 7 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～第18号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和5年第4回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。第4回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、季節柄大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

4月に入りまして、先ほども雑談していたのですが、なんだか気候が安定していないということで、先のが心配される状況下でございます。皆さんご了知の通り、桜の開花時期が早かったことなどもあり、なんだか気候が変だなと思うところがございます。様々な分野におかれまして各委員の皆様方、この気候に対して大変ご心配やご奔走されていることとご推察を申し上げます。

さて、本日の案件でございますが、議案が18件ございます。大変多ございます。どうぞ慎重なる審議をお願い申し上げまして、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。ご苦勞様でございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、4番鈴木一男農業委員、5番水野谷一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第1号受付番号第5号につきまして、4月13日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番宮本直人農業委員

議案第1号受付番号第5号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても4月13日に確認いたしました問題はなく、譲受人は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおりに可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第2号受付番号第6号につきまして、4月14日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、また、譲受人は新規参入者であります、農家である叔父の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題はないと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第2号受付番号第6号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても4月14日に確認いたしました問題はなく、また、譲受人は新規参入者であります、農家である叔父の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題はないと思われま。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号及び議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、関連案件であるため一括上程としてよいか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第3号及び議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号及び議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第7号及び議案第4号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番芳賀敏行推進委員

議案第3号受付番号第7号及び議案第4号受付番号第8号につきまして、4月10日に、申請人・●●●●さん、●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、双方とも農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第3号受付番号第7号及び議案第4号受付番号第8号につきまして、只今芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また芳賀推進委員と同様に、現地についても4月10日に確認いたしましたが無問題で、双方とも農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

———— 全員異議なしの声あり ————

議 長

異議ないものと認め、議案第3号及び議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第5号受付番号第5号につきまして、4月8日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第5号受付番号第5号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても4月8日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第6号受付番号第3号につきまして、本日12時40分より、円谷会長、

水野谷委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一部が山林化した、高低差のある異形の土地であり、機械の進入も困難であることから、農地として復元しても継続的な利用が困難であると思われるため、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第6号受付番号第3号につきまして、只今大木推進委員より報告があった内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、農地として復元しても継続的な利用は困難であると思われるため、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第6号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第7号受付番号第28号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第7号受付番号第28号につきまして、4月13日に、貸し手・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われれます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番宮本直人農業委員

議案第7号受付番号第28号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても4月13日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第8号受付番号第29号について、確認担当委員に報告を求めた。

6 番吉田定雄推進委員

議案第8号受付番号第29号につきまして、4月9日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6 番円谷宣芳農業委員

議案第8号受付番号第29号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても4月9日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家

であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 8 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 9 号及び議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第 9 号及び議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 9 号及び議案第 10 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 9 号受付番号第 30 号及び議案第 10 号受付番号第 31 号について、確認担当委員に報告を求めた。

3 番長田信夫推進委員

議案第 9 号受付番号第 30 号及び議案第 10 号受付番号第 31 号につきまして、4 月 16 日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3 番天倉光喜農業委員

議案第 9 号受付番号第 30 号及び議案第 10 号受付番号第 31 号につきまして、只今長田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、長田推進委員と同様に、現地についても 4 月 16 日に確認いたしま

したが問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われ
ます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか
諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第9号及び議案第10号農用地利用集積計画に対
する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程
し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い
朗読説明した。

議 長

議案第11号受付番号第32号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第11号受付番号第32号につきまして、4月8日に、貸し手・●●●
●さん、借り手・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のお
り間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました
が問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま
す。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第11号受付番号第32号につきまして、只今大木推進委員より報告が
ありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、
現地についても4月8日に確認いたしました。問題はなく、借り手は認定農家
であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 1 1 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 1 2 号受付番号第 3 3 号及び議案第 1 3 号受付番号第 3 4 号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番大木一男推進委員

議案第 1 2 号受付番号第 3 3 号及び議案第 1 3 号受付番号第 3 4 号につきまして、4 月 8 日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番水野谷一男農業委員

議案第 1 2 号受付番号第 3 3 号及び議案第 1 3 号受付番号第 3 4 号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても 4 月 8 日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第12号及び議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第14号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第14号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第14号受付番号第35号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番鈴木和宏推進委員

議案第14号受付番号第35号につきまして、4月12日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番小林均農業委員

議案第14号受付番号第35号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても4月12日に確認いたしました問題はなく、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第14号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第15号から議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第15号から議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第15号から議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第15号受付番号第36号から議案第17号受付番号第38号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第15号受付番号第36号から議案第17号受付番号第38号につきまして、4月13日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番宮本直人農業委員

議案第15号受付番号第36号から議案第17号受付番号第38号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても4月13日に確認いたしましたが無問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第15号から議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第18号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第18号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第18号受付番号第39号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第18号受付番号第39号につきまして、4月10日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第18号受付番号第39号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても4月10日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第18号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、5月15日（月）に生涯学習センター輝ら里で行う。

二点目 緑の羽根募金について

三点目 今後の研修予定について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和5年4月17日 午後2時35分